

## 郡山署管内の建設工事現場に表彰状を授与

～建設事業の全工期無災害達成による表彰状の伝達式を郡山労働基準監督署で開催～

郡山労働基準監督署管内で施工された建設工事現場において、今般、全工期を通じて無災害が認められることから、厚生労働省労働基準局長から建設事業無災害表彰状を授与されることとなりました。

このため、郡山労働基準監督署（署長：荒 徳彦）では、下記により、表彰状の伝達式を行います。

### 記

#### 1 伝達式

- (1) 日 時 令和8年4月20日（月）午前10時00分から
- (2) 場 所 郡山労働基準監督署 第1会議室
- (3) 所在地 郡山市富久山町久保田愛宕78-1 2階

#### 2 表彰状が授与される事業場

- (1) 事業場名 鹿島・昭和特定建設工事共同企業体
- (2) 工 事 名 郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事
- (3) 工 期 令和4年8月1日～令和7年10月31日

#### 3 その他

- (1) 取材について、事前の連絡は不要です。
- (2) 終了後、写真撮影及び質疑等の時間を設けます。

#### <参考>

「建設事業無災害表彰」とは、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上の工事現場において、工事期間中、業務上の死亡、休業、身体障害を伴う災害がなかったものについて表彰するものです。